(目的)

第1条 この要綱は、長崎市地球温暖化対策実行計画に定める2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目的としたゼロカーボンシティ長崎の実現に資するため、本市における温室効果ガスの排出量削減に資する設備を導入する者に対し、予算の範囲内において、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
  - (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項の接待業務受託営業を行う事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により許可を受けて営業するものを除く。)を除く。
  - (2) 市内中小企業者 市内に本店、主たる事業所、工場又は宿泊施設(以下「本店等」という。)を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者をいう。
  - (3) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び

当該変換された電気を住宅又は本店等に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。

- (4) 蓄電池 太陽光発電設備等で発電された電気を充放電し、その電気 を住宅又は本店等へ供給することが可能である機器をいう。
- (5) 電気自動車 電気のみを動力源とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし、事業用自動車(道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。)を除く。
- (6) 充電設備 電気自動車を充電するための設備であって、次に掲げる 設備で構成されるものをいう。
  - ア 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を 有し、一基当たりの定格出力が10kW未満の充電設備であって、 充電コネクター、充電ケーブルその他の装備一式を備えたものをい う。
  - イ 充電用コンセント 電気自動車に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の専用プラグの差込口をいう。
  - ウ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又 は筒状の筐体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、個人 又は市内中小企業者であって、別表第1の左欄に掲げる補助金の種別の 区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請者の区分ごとにそれぞれ同表の右 欄に掲げる要件を全て満たす者とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、 補助対象経費及び補助額は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

- 第5条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条 第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市ゼロカーボンシティ推進 事業費補助金交付申請書(第1号様式)を用いるものとする。
- 2 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度(以下「補助対 象年度」という。)の1月末日とする。
- 3 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、補助対象者が個人の場合に あっては長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書(個人用)(第2号 様式)とし、補助対象者が市内中小企業者の場合にあっては長崎市ゼロ カーボンシティ推進事業計画書(市内中小企業者用)(第2号様式の2) とする。
- 4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 補助対象者が個人の場合にあっては暴力団等の排除に関する誓約書 (個人用) (第3号様式)、補助対象者が市内中小企業者である場合 にあっては暴力団等の排除に関する誓約書(市内中小企業者用) (第 3号様式の2)
  - (2) 補助対象者が市内中小企業者である場合であって、個人事業主であるときは税務署へ提出した直近の収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し、法人であるときは法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
  - (3) 太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車又は充電設備(以下「補助対象設備」という。) の導入に要する費用の見積書、内訳書等の補助対

象経費が確認できるもの

- (4) 補助対象設備の機能を詳細に確認できるもの
- 5 規則第3条第2項の規定により、補助対象者が個人である場合にあっては同条第1項第2号から第4号の2までの書類、補助対象者が市内中小企業者である場合にあっては同条第1項第2号から第4号までの書類の添付は、省略させるものとする。
- 6 補助金の申請については、同一の補助対象設備において1回限りとす る。

(交付及び不交付の決定)

- 第6条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則 第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知 書(第4号様式)を用いるものとする。
- 2 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不適当と認めた ときの通知は、補助金不交付決定通知書(第5号様式)によるものとす る。

(軽微な変更の範囲)

- 第7条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。
- (1) 補助金の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助金の額に影響を及ぼさないものであること。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の別に定める期日は、前条第1項の規定による 通知を受けた日(以下「交付決定日」という。)から10日を経過した 日とする。 (実績報告)

- 第9条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助対象事業の完了 した日から起算して30日を経過した日又は補助対象年度の翌年度の4 月10日のいずれか早い日とする。
- 2 規則第12条第1号の収支計算書は、長崎市ゼロカーボンシティ推進 事業収支計算書(第6号様式)とする。
- 3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類と する。
  - (1) 補助対象設備導入後の全容が確認できる写真
  - (2) 領収書(領収書がない場合は、補助対象者が補助対象設備に係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し
  - (3) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入にあっては、工事請負契約書又は 売買契約書及び保証書(保証書がない場合は、これに代わる書類で新 品であることが証明できるもの)の写し
  - (4) 電気自動車の導入にあっては、契約書及び自動車検査証(使用の本拠地が市内であり、交付決定日以降に初度登録されたものに限る。) の写し
  - (5) 補助対象者名義の金融機関の口座を確認できる書類 (補助金の交付手続の特例)
- 第10条 規則第21条の規定により、規則第15条第2項の手続を省略 するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)で定める耐用年数とする。

2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和6年度分における交付申請の特例)

- 2 令和6年度中に補助金の交付申請を行うものに対する別表第2の規定 の適用については、同表中「交付決定日以降に契約したものであること」 とあるのは「令和6年4月1日以降に契約したものであること」とする。 (この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、 同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定につい ては、同日以降もなおその効力を有する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

(長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱の廃止)

2 長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱(令和5年長崎市告示第218号)は廃止する。

別表第1(第3条関係)

別表第1	(第3条関係	<i>)</i>
種別	申請者の 区分	要件
太陽光 発電設 備又は 蓄電池	個人	(1) 本市に住所を有する者(第9条の規定による実績報告書を提出する日までに本市に住所を有することとなる者及び単身赴任等の事由により本市以外に住所を有する者(生計を一にする者が本市に住所を有する場合に限る。)を含む。)であること。 (2) 本市にある住宅の所有者であって、自ら居住又は居住予定の戸建住宅(単身赴任等により自ら居住していないものの生計を一にするものが太陽光発電設備又は蓄電池の設置場所に居住する場合も含む。)の敷地内に、太陽光発電設備又は蓄電池を新たに設置(新築時の設置を含む。)する者
	市内中小企業者	であること。 本店等の敷地内に、太陽光発電設備又は蓄電池を新たに設置する者であること。
電気自動車	個人	<ul><li>(1) 本市に住所を有する者であること。</li><li>(2) 自動車検査証において、電気自動車の所有者又は使用者として記載されていること。</li></ul>
	市内中小 企業者	電気自動車(使用の本拠地の位置が本市区域内であるものに限る。) を導入するものであること。
充電設備	個人	(1) 本市に住所を有する者(第9条の規定による実績報告書を提出する日までに本市に住所を有することとなる者及び単身赴任等の事由により本市以外に住所を有する者(生計を一にする者が本市に住所を有する場合に限る。)を含む。)であること。 (2) 本市にある住宅の所有者であって、自ら居住又は居住予定の戸建住宅(単身赴任等により自ら居住していないものの生計を一にするものが充電設備の設置場所に居住する場合も含む。)の敷地内に、充電設備を新たに設置(新築時の設置を含む。)する者であること。
	市内中小 企業者	本店等の敷地内又は補助対象者が所有する市内の駐車場に、 充電設備を新たに設置する者であること。

別表第2 (第4条関係)

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助額
太陽光発電設備	次に掲げる。 (1) 交付ではというでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	太陽大の等別では、大の時のでは、大の時のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	12て助(未あれたてなし上、万得対1満るを額、い、限い円た象ののと切をず方0す当を額80端とりとが方0すた乗と経0数、捨較か額円。りじ補費円がこてし少とを
蓄電池電気自動車	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 交付決定日以降に契約したものであること。 (2) 戸建住宅又は本店のの動あること。 (3) 設置された蓄電池は、分別であること。 (4) 設置された蓄電池は、1 k Wh以上のもので、定置された蓄電池は、1 k Wh以上のもので、定置された高いで、定置されたること。 (5) 設置されたを全て満たする。 次に掲げる。	蓄ででは、 電池等用(消光を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1 りじ補(未あれたてなし上軽に用いるW万得対 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	(1) 交付決定日以降に契約したものであること。 (2) 初度登録年月が補助対象年度内であること。 (3) 補助対象者自らが、新車として新たに購入したもので	税及び地方消費税を除く。)とする。	円、普通自動車 1台につき2 0万円とする。

	あること。 (4) 自動車検査証における使 用の本拠の位置が、本市内の 住所であること。		
充電設備	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 交付決定日以降に契約したものであること。 (2) 本市内に新たに設置したものであること。 (3) 設置された充電設備は、補助対象者が自ら保有するものであること。	充電設備の購入 に係る経費(消費 税及び地方消費 税を除く。)とす る。	補助対象経費の4分の1に相当する額

## 長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請書

			年	月	日
(あて先)	長崎市長				
		住所			
		氏名			Ø
		電話番号			
		(事業所の場合は、事業	所名及	び代表	者名)

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により 次のとおり申請します。

なお、補助金の交付要件を審査するため、市長が必要な住民基本台帳情報の確認、 市税滞納の調査を行うことについて同意します。

補	助	事	業	の	名	称	
設	備	の	設	置	筃	所	
設	ĺ	備	の		区	分	□太陽光発電設備 □蓄電池 □電気自動車(軽・普通) □充電設備
設導	入多	完 了	備(	予	定)	の 日	
経			所		要	額	
補	Ę	助	申		請	額	
添		付		書		類	

# 長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書 (個人用)

年 月 日

(あて先) 長崎市長

住所

氏名

電話番号

#### 1 事業計画

事業実施期間	
	□太陽光発電設備 メーカー: 太陽電池の公称最大出力と使用枚数:
	□蓄電池   メーカー:
	パッケージ型番:
	蓄電容量:
計画内容	□電気自動車(軽)
	メーカー: 車 名:
	メーカー:
	車 名:
	□充電設備 メーカー: 形 式:

# 長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書(市内中小企業者用)

### 1 企業概要

所在地			
会社名 (商号)			
役職及び代表者名			
設立年月日		資本金	
従業員数		主たる業種	
	氏名		
担当者名	電話番号		
	メールアドレス		

### 2 事業計画

事業実施期間	
事業実施期間計画内容	□太陽光発電設備 メーカー: 太陽電池の公称最大出力と使用枚数: □蓄電池 メーカー: パッケージ型番: 蓄電容量: □電気自動車(軽) メーカー: 車 名: □電気自動車(普通) メーカー: 車 名:
	メーカー: 形 式:

#### 暴力団等の排除に関する誓約書(個人用)

年 月 日

(あて先) 長崎市長

私は、 年度長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 私は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものではありません
  - (1) 暴力団(長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
  - (3) 暴力団関係者(同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。)
- 2 私は、補助対象事業を行うに当たり、1 o(1)から(3)までに掲げる者(以下「暴力団等」という。)と契約を締結しません。

氏 名	フリガナ	生年月日	住	所

年 月 日

(あて先) 長崎市長

所在地 法人名(商号) 役職・代表者名

#### 暴力団等の排除に関する誓約書(市内中小企業者用)

私は、 年度長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。
  - ア 暴力団(長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第2条第1号 に規定する暴力団をいう。)
  - イ 暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
  - ウ 暴力団関係者(同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。)
- 2 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者(以下 「暴力団等」という。)と契約を締結しません。
- 3 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

氏 名	フリガナ	生年月日	住	所

### 補助金交付決定通知書

		年	第 月	<del>号</del> 日
住所				
氏名	様			

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

VL 1	- 5 /	X111 /	<b>чн</b> С	5)	0			
交	付	決	<del>ک</del>	走 	金	額		円
設	備	の	設	置	筃	所		
設	備	の	設	置	区	分	□太陽光発電設備 □蓄電池 □電気自動車(軽・普通) □充電設備	
設	備の詞	設置	完了	了 (亨	予定)	田	年 月 日	
交		付		条		件		

## **場明人**了六月冲空语知事

						<b>補</b> 切:	金个么	父付	决疋	. 週为	書				
													年	第 月	<del>号</del> 日
信	主所														
E	6名					様									
											長崎	市長			包
				<b>打ゼロ</b>											とおり決 (2項の規
7	<del></del>	<u> </u>	<i>•</i>	<b>T</b> III	4										
不	父	付	()	理	由										

# 長崎市ゼロカーボンシティ推進事業収支計算書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

住所

氏名

電話番号

#### 1 収入の部

(単位:円)

区分	決算額	備考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合 計		

#### 2 支出の部

(単位:円)

区分	決算額	備考
合 計		